平成29年度 大阪府私立高等学校等授業料減免補助金の取扱い

镀·月	28	29	30	+	
失職間	—11—12—1—2—3—4—5—6—	7—8—9—10—11—12—1	234	対 応	
ケース① (29年1月以降に失職し、29年 4月以降も失職の場合)	○		(減免の終期)	29年度 全免	
ケース② (29年4~12月に失職し、 翌年度も失職の場合)		● 失職 (減免の始期)	「減免の終期)	29年度 全免	
ケース③ (30年1~3月に失職し、 翌年度も失職の場合)		(失	D 職	29年度 対象外	
ケース④ (30年1~3月に失職し、 再が職した場合)		(失	○ <u></u> △ 職 再が職	29年度 対象外	
ケース⑤ (29年4~12月に失職し、30年 3月までに再就職した場合)	● 失 職 (減免の対対)		△ 再就職 (減免の終期)	29年度 全免	
ケース⑥ (失職期間が5月以内で、半免 の基準も満たす場合)	○ ● 失職 (減免の始期) —→5月		み 以下で、課税約所得金額が 務処理要領参照)以下	29年度 半免 補助額 半免 全免	
	☆29年の年収見込み 前年の1/2 以下で、記 基準額(事務処理要符		▲ (減免の終期) —→5月以内	29年度 半免 補助額 半免 全免	
ケース⑦(他府県へ転出の場合)	○ ● 失職 (減免の始期)	口 他府県へ転出 (減免の終期)		他府県へ転出後ま、対象外	
ケース⑧ (他府県から転入の場合)	〇 失 職	● 他府県から転入 (減免の対策	期 (減免の終期)	他府県から転入後は、対象	